

【第3期鈴鹿市地域福祉計画(案)に係る意見公募手続の結果一覧】

■意見募集期間 令和5年12月5日(火)から令和6年1月5日(金)まで  
 ■提出者数 4名  
 ■意見数 51件

意見 No	該当 頁	意見・情報等	修正等 対応の 有無	考え方
1	その他	地域福祉における民生児童委員の方々の位置づけをもう少し記述したほうが良いと考えます。	無	住民の立場から生活や福祉全般の相談・援助活動を行っている民生委員・児童委員については、地域福祉の向上に欠かせない重要な主体の一つであると認識しており、本計画策定にも参画をいただいています。
2		市社会福祉協議会が、地域づくり協議会の福祉部会を地区社会福祉協議会とする考えを示しているようですが、地域の方との合意形成はもちろんですが、市役所内の地域関連部署や政策関連部署と連携しているのでしょうか。	無	鈴鹿市社会福祉協議会とは連携を図っており、必要に応じて関連部署とも協議、調整してまいります。
3	1 3	I 計画の策定に当たっては、本計画とまちづくり基本条例との関係が記述されていません。 3 「3 計画の位置付け」の下図では、そのことが記されていません。 鈴鹿市まちづくり基本条例～鈴鹿市総合計画2031～第3期鈴鹿市地域福祉計画～鈴鹿市高齢者福祉計画他 間で、整合(一貫性)・連携を図った証をお示し下さい。(市民の意見を反映させてきた例証で確認する…参考;社福法107条2)	無	計画の位置づけとして、総合計画をはじめとする計画間の関係性を示したものであり、すべて鈴鹿市まちづくり基本条例に基づき推進するものです。
4	4	「社会福祉法第七十七条」に関連して、社会福祉法の説明があり「～地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。」との記述があります。 この内容からすれば、パブリックコメントだけでなく、市内各地域において、自治会関係やまちづくり協議会に積極的に説明、意見を聴く姿勢が必要と考えます。その取組は行っているのでしょうか。 行っていないのであれば、その実施の上で計画を決定するべきと考えます。	無	計画策定に当たっては、市民のほか、地域づくり協議会、自治会、地域福祉を担う関係団体等へアンケート調査を実施し幅広く意見徴収を行っており、ご意見については適宜計画案に反映しております。また、審議会等においても、自治会連合会をはじめ、市民や関係団体等の方々にも参画いただき、策定しております。
5	4	「4 計画の策定方法」ですが、単位自治会や各地区自治会長会、まちづくり協議会、地区社会福祉協議会など、地域福祉の一端を担って頂いている方々はどれだけ参画いただき、意見を聴取されていたのでしょうか。	無	No.4と同様です。
6		「4 計画の策定方法」で、次のように記されています。 「…アンケート調査やヒアリングなどを実施し…幅広い市民参画の下で、計画づくりを行っています。更に…各々の事務局が情報共有を行う…一体的に策定作業を進めました」とある。 それでも、行政都合による恣意的なまとめに落ち着く可能性(※)を否定できない。アンケート調査やヒアリングを否定はしないが、調査やまとめに偏りが生じやすいことを自覚して、 ・限界があることを記述しておくことを求めます※ (行政として実に熱心に取り組んでいるがゆえに、あらぬ方向へ導くこともあり得る。市民参加の心)	無	鈴鹿市地域福祉計画審議会(外部の有識者や福祉関係団体及び一般公募の市民委員で構成)において、多角的な視点及び立場から様々なご意見を頂戴し、適宜、計画内容をご審議いただき、策定作業を進めてまいりました。
7	6	「6 計画の推進方法」最下段で次のような記述がありますが、「計画の推進方法」の認識に違いがあります。 「…「民」の主体的な取組みを促進・支援しながら、「公」と「民」の協働による地域福祉を推進します」とある。 ①「対話と協働」 ②「市民の声を反映出来る組織づくり」の出来栄え状況が一市民には見えてきません。 ・多様な人々が連携して協力し合い、共に実感することで①と②が透明性のある説明(証)として果たされてきたことを、まちづくり基本条例に則りお示し下さい。	無	住民や自治会、各団体などがつながり、話し合い、活動できる組織である地域づくり協議会が、市内全域で発足しているため、「まちづくり基本条例」の趣旨に沿って、引き続き、取組を進めてまいります。

意見 No	該当 頁	意見・情報等	修正等 対応の 有無	考え方
8	6	「6 計画の推進方法」『～市民参加による「鈴鹿市地域福祉計画審議会」により、～』の「市民参加」について具体的な説明がありませんが、どのような構成なのでしょう。「審議会」と「推進部会」それぞれに説明が必要と考えます。	無	資料編の47、48ページに「鈴鹿市地域福祉計画審議会」の構成について掲載しております。 「推進部会」については、庁内組織であり記載していませんが、福祉部門のほか、政策、地域振興、教育、環境、都市整備など地域福祉に関わる部署で構成しています。
9		「6 計画の推進方法」4段落目『このほか、「鈴鹿市地域福祉計画審議会」を設置し、～』とありますが、文脈から考えると『このほか、「鈴鹿市地域福祉計画審議会」においては、～』とするほうが意味をとらえやすいのではないのでしょうか。	有	表現が重複していたため、『「鈴鹿市地域福祉計画審議会」を設置し、』は削除します。
10		「6 計画の推進方法」の「鈴鹿市地域福祉計画審議会」の委員構成について、市民公募について異論はありませんが、委員にまちづくり協議会関係者、地区社会福祉協議会関係者も加えるべきと考えます。	無	ご意見として承ります。
11	8	「その他地域福祉計画に関する主な法律改正等の動向」について、「こども家庭庁設置法」の記述があるのですが、「こども基本法」の記述がないのはなぜでしょうか。	有	改正動向として、こども基本法に関する記載を追記します。
12	13	「本計画に反映させるべき課題」について、「市民(特に若年層を中心)に向けて、～」の表現ですが、具体的に数字などで表現してはどうでしょうか、例えば「市民(特に40歳以下と、小中高生世代)に向けて、～」としてはどうでしょうか。	無	年齢区分に明確な定義はないため具体的な年齢は記載していませんが、若年層とは、一般的に言われる15歳～39歳程度までの年齢の方と認識しています。
13		「本計画に反映させるべき課題」の「～受け手側の相談・支援体制の強化が必要です。」の部分ですが、「～、相談を受ける側への相談・支援体制の強化も必要です。」とするほうがわかりやすくなると思います。	有	ご意見のとおり修正します。
14		「本計画に反映させるべき課題」について、第2期の基本目標ごとの課題と、市民アンケート結果のAとイから考えると、【反映させるべき課題】の中に、「地域づくり」や「地域参画」に関連する内容がないことに疑問を感じます。 「住民生活に身近な地域での相談・支援拠点の整備と、住民の主体的な参画による地域福祉づくりを進める必要があります。」といった内容が必要ではないのでしょうか。	無	それぞれのアンケート調査結果から分析していますが、「地域づくり」や「地域参画」を進めることは、地域福祉の取組を向上させる上で不可欠であると認識しています。また、これらの課題を踏まえて、御意見のような取組の方向性について、15、16ページで整理しています。
15	14	「本計画に反映させるべき課題」について、「次世代の担い手となる若年層世代と～」とありますが、ここでの＜若年層世代＞の定義はどのようなものなのでしょうか。 自治体・団体アンケートのAから考えるとそれらの方々々が期待する次世代の担い手は生産年齢と考えられ、特に50、40代と考えられるように思います。	無	地域福祉活動を支える担い手の不足は大きな課題であり、その中でも活動を持続的に発展させていくために、その中でも特に若い世代の参画が必要であると認識しており、このような表現としています。
16	14	「本計画に反映させるべき課題」について、アンケートのAに関する記述から考えると、地域活動への参画も視点に入れるべきと考えます。 「学校・教育委員会と連携し、地域活動への参加を支援し、福祉活動へとつなげることが必要です。」といった記述を課題として記載に追加してはどうでしょうか。	無	アンケート調査結果に基づき、課題として整理しており、ご意見のような方向性については、25ページ以降で記載しています。
17		「本計画に反映させるべき課題」について、「～、支援機関間の連携強化が必要と考えます。」との部分について、「～、学校も含めながら支援機関の間での連携強化が必要と考えます。」としたほうが良いと考えます。	無	学校との連携を図ったうえで、適切な支援につなげる必要が課題となるため、このような表現としています。
18	16	「3 本計画で取り組む主な課題」の「・・基本理念や基本計画の方向性に相違がないことから改定せず、・・地域づくり・・に・・取り組みました」について、まちづくり基本条例を基にした(①「対話と協働」②「市民の声を反映出来る組織づくり」)視点が欠落しています。基点・基軸からの逸脱です。是正ください。	無	前計画である第2期鈴鹿市地域福祉計画における見直しに際しての考え方を記載したものです。
19	16	「3 本計画で取り組む主な課題」2段落目は、地域共生社会の実現と鈴鹿市の地域づくり協議会の流れをまとめたものとしているのですが、地域づくり協議会は市内全域で発足しているものの、それぞれの活動などは安定しているのでしょうか、また、地域づくりにおいて福祉施策は充実しているのでしょうか。そのような点について状況を把握した上で記述するべきと考えます。 また、市役所内で地域づくり政策と地域福祉政策との関連を十分に議論しているのでしょうか。 このように内容を記述するのであれば、自治会や地域づくり協議会と十分なコミュニケーションを取るべきと考えます。	無	本計画の策定に当たり実施した市民・団体アンケート調査において、各地域づくり協議会及び自治会、地域福祉を担う関係団体等へ意見聴取を行っており、引き続き、庁内の関係部署や地域づくり協議会・自治会等との連携強化を図ってまいります。

意見 No	該当 頁	意見・情報等	修正等 対応の 有無	考え方
20	16	「3 本計画で取り組む主な課題」3段落目について、「～、いずれの取組も今後推進していくための環境が整いました。」とありますが、CSW(コミュニティソーシャルワーカー)は、8つの包括支援センターに配置されているわけではないと思いますが、この状況で整ったといえるのでしょうか。	無	CSWの拡充については、必要に応じて今後も検討してまいります。重層的支援体制整備事業に関わる基本的な仕組みが整ってきたことを指しています。
21	16	「課題1 地域での福祉課題の把握」について「各地域に、相談しやすい窓口の設置、もしくは拠点の整備」といった考えは入らないのでしょうか。	無	今後、重層的支援体制整備事業を推進していく中で検討してまいります。
22	16	「課題2 多様な情報の提供・発信と課題の把握」について、「・SNSの活用による相談体制の整備」を追加してはどうでしょうか。	無	ご意見として承ります
23	16	「課題2 多様な情報の提供・発信と課題の把握」について、学生のボランティア活動に熱心な高校の先生から、「いつも、社会福祉協議会のサイトで、市民活動団体等によるボランティア募集の中で、学生が参加ができそうな内容のものを探している。」という話を聞きました。 福祉に関わる団体等が積極的に高校や団体などの学生ボランティアを募集し、その情報を高校・大学側及び学生が知ることのできる専用の仕組みがあれば、情報へのアクセスが容易になるとともに相互の関心が高まると思います。 認知症と家族の人へのメッセージカードを、外国人市民に届くように英語とポルトガル語に翻訳して作成しましたが、手順や相談先が良く分からず苦労しました。多言語による情報発信に係る相談・支援体制があれば、多様な発信につながるのではないかと思います。	無	本計画及び個別の福祉分野の計画を推進する中で、具体的な活動を企画、実施するに当たり参考とさせていただきます。
24	18	「第3期鈴鹿市地域福祉計画に向けて」図中の「第3期で取り組む主な課題」について「1 重層的支援体制の構築と運用」を追記して、すでに記述されている課題のナンバリングを一つずらしてはどうでしょうか。	無	ここで掲げる課題が、「重層的支援体制の構築と運用」に結びつくものと考えております。
25	25	「6 各エリアでの取組と連携の考え方の「介護保険の日常生活圏域」の文面について、「高齢者福祉計画」より上位の計画であるのに、『高齢者福祉計画で設定した「日常生活圏域」を基本単位として地域包括ケアシステムの構築を推進します。』との記述はおかしいと考えます。 またここで構築するものは、重層的支援体制における地域の核となる拠点ではないでしょうか。	有	介護保険法で設定しているものであり、かつ計画間の整合性を図るため、「高齢者福祉計画で設定した」という表現は削除します。
26	25	「6 各エリアでの取組と連携の考え方の「介護保険の日常生活圏域」の文面について、「8つの包括支援センター」の記述が必要と考えます。	無	ご意見として承ります。
27	25	「地域づくり協議会の範囲」の部分について、ここまで書き込むだけの情報共有や合意形成を、自治会、まちづくり協議会、地区社会福祉協議会と行っているのでしょうか。また、市役所内でも合意形成は行われているのでしょうか。	無	今後、重層的支援体制整備事業の周知を行う上で、自治会や各まちづくり協議会に対しても、改めて周知を行ってまいります。 また、本計画策定に当たり、庁内で「地域福祉計画推進部会」を組織し、関係課との情報共有や合意形成を図ってまいりました。
28	25	「単位自治会」について、現状「民生児童委員の選出」に関わっていると考えますが、その点は記載しないのでしょうか。	無	単位自治会の活動内容については、多岐にわたるため、「民生委員児童委員の選出」も含まれています。
29	25	この図のままで、計画を進めるべきではないと考えます。	無	ご意見として承ります。
30	26	「1 市民主体の地域課題の解決力強化」の施策の方向について、ここに挙げられている活動主体の方々と、計画案について情報共有と合意形成は行われているのでしょうか。	無	計画案の策定に当たっては、アンケート調査や審議会への参画をはじめ、多様な主体との情報共有等に努めています。 また、計画策定後も、地域福祉に関わる多様な主体との情報共有、合意形成を図ってまいります。

意見 No	該当 頁	意見・情報等	修正等 対応の 有無	考え方
31	26	「1 市民主体の地域課題の解決力強化」について、「市民主体の解決力強化」という表現がありますが、強化は押し付けの表現に読み取れます。主体的に取り組むのであれば「向上」のほうがふさわしいと考えます。	有	ご意見のとおり修正します。
32	「1 市民主体の地域課題の解決力強化」の施策の方向について、表題と本文中の「解決力強化」を「解決力向上」に修正し、「…地域課題の解決に向けて」と「取り組む活動を支援し…」の間の読点をトル。 →原文の読点位置だと、様々な活動主体に対して、「課題解決」を担保に「支援する」とも読み取れるような記述になるのではないかと思います。 また、「強化」という文言は、他から言われる場合、監督・指導されるという印象があり、市民や市民活動団体等にとっては、表現が強すぎるように思います。無理なく力をつけていけるような仕組みが整っていくことが望ましいと考えます。			
33	27	「2 地域福祉の担い手の確保・育成」について、(4)の内容を記載するのであれば、「市職員のまちづくりへの積極参画」という主旨も記載するべきと考えます。	無	市職員がまちづくりへの積極的な参加及び取組に努めることは、鈴鹿市まちづくり基本条例に定められています。また、当該部分の記載における「市民」には市職員も含まれます。なお、市職員の意識向上に向けた啓発は今後も引き続き行ってまいります。
34	28	「(3)住民主体によるサロンの設置支援」について、地域による熱量の差で、サロン設置の進み方を違うようにしてしまうのではなく、「設置は行政が推進し、それを地域住民が運営することを支援する。」という考えも必要ではないでしょうか。	無	サロンの設置について、住民の方すべてをお任せするという考えではなく、市としても、市内の設置状況を把握し、サロン設置が必要な地域への働きかけ等を行うなど主体的に取り組めます。
35	28	「(4)公民連携による利活用の推進」について、どのような形を想定した文章なのでしょうか。	無	都市公園における公民連携の主な手法として、設置管理許可制度(都市公園法第5条)、PFI事業(PFI法、都市公園法第5条第4号)、公募設置管理制度(Park-PFI制度、都市公園法第5条の2～第5条の9条)及び指定管理者制度(地方自治法第244条の2)1があります。各公園の周辺環境、ニーズ等により、各制度の組合せも含めた最適な手法を導入し、都市公園の質及び公園利用者の利便性の向上を図り、公園の魅力向上に努めます。
36	28	「(7)多文化共生社会の実現」直接には外国人市民を支援する活動を行ってなくても協力したいと考えている市民・団体・事業所等と多文化共生に係る関係団体が、意見交換し協働できる仕組みがあれば、互いに気づきが得られ多文化共生意識の醸成にもつながるのではないかと考えます。	無	本市では、「鈴鹿市多文化共生推進計画(令和6年3月末策定予定)」において、多文化共生社会の実現に向けた施策の方向性として、行政のみならず、地域活動団体、事業所及び関係各機関がそれぞれの役割を果たしていくとともに、相互において意見交換や情報共有等による緊密な連携を図りながら推進していくことを明記しています。今後も当該計画に沿って多文化共生意識の醸成に繋がる施策を講じていきます。
37	28	「(2)市民参加型スポーツの推進」について、スポーツボランティア制度についてのみであり、「する」の部分が抜け落ちている。多様な形や種目での、身体活動としてのスポーツの記載が必要と考えます。	有	ここでの基本目標は「誰もが役割を持ち」とあり、施策の方向は、「誰もが地域社会とのつながりを持ち、お互いを思いやることができる環境を整えます。」とあることから、スポーツボランティア制度について記載しています。分かりやすくするため、「スポーツボランティア制度の推進 鈴鹿市スポーツボランティア制度の規模を拡大し、参加の機会を提供します。」へ変更します。

意見 No	該当 頁	意見・情報等	修正等 対応の 有無	考え方
38	30	「基本目標2」の取組全体について、ここで挙げられている各取り組みについて、中学校卒業以降の若い世代を意識、想定した施策の検討は存在しているのでしょうか。現時点で相談支援体制はないと考えます。	無	今後、重層的支援体制を推進していく中で検討してまいります。
39	30	「(1)包括的・継続的な支援」本文冒頭に「様々な理由により、」を加筆し、続けて「自ら積極的に支援を求めることが難しいことなどから、」と修正。 →原文では、支援が届いていない原因が、生活困窮者等福祉的な課題を抱える人の側にあるような記述になっていると思います。様々な困難を抱えている当事者は、声を挙げないのではなく、声を挙げられない様々な原因があることへの理解と共感を示す表現が適切だと考えます。	有	ご指摘のような趣旨に捉えられる可能性があるため、ご意見のとおり修正します。
40	30	「(3)市民相談の充実(4)多様な媒体と伝達手法による情報発信」について、12P(1)③での意見と15P(2)の意見と同じことを意見します。	無	本市では、「鈴鹿市多文化共生推進計画(令和6年3月末策定予定)」において、多文化共生社会の実現に向けた施策の方向性として、行政のみならず、地域活動団体、事業所及び関係各機関がそれぞれの役割を果たしていくとともに、相互において意見交換や情報共有等による緊密な連携を図りながら推進していくことを明記しています。 今後も当該計画に沿って多文化共生意識の醸成に繋がる施策を講じていきます。
41	31	「2 多様な福祉サービスの提供」について、この中で、義務教育終了後、概ね18歳までの世代や、子育てに入るまでの世代へのことは、想定に入っているのでしょうか。地域福祉は、子ども、子育て世代、高齢世代だけの課題でないと考えます。	無	「多様化する市民のニーズに応じた、多様な福祉サービスを提供」とあるように、全世代を含めています。
42	31	「(7)認知症の人等の見守り支援」について、近年は、位置情報を利用した様々なアプリが開発されており、生活様式に応じた便利な機能が数多くあります。若年性認知症の人やこれからの高齢者等の人は、アプリが身近な方もおられると思いますので、Web対応への支援と併せて、各種アプリの活用を推進することも検討されては如何でしょうか。	無	本市では、認知症高齢者の行方不明対策として、GPSを活用した位置情報探索ツールや見守りシールなどの取組を行っています。 また、ICT化の進展に伴い、より良い機器やサービスが開発されていますので、他市町の動向を見ながら、有効なツールの活用についても、引き続き検討を進めてまいります。
43	32	「(11)地域公共交通の構築」について、福祉の観点からは同じくらいに、住み慣れた地域で暮らせることが重要であり、「身近な地域で生活をほとんど完結できるまちづくり」という点も必要と考えます。	無	地域公共交通の構築については、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする、本市の交通マスタープランである地域公共交通計画に基づき、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けて、既存の公共交通機関の利便性向上や運行内容の見直しに取り組んでいるところです。 さらに、市内の集客拠点等と居住するエリアをつなぎ、鉄道やC-BUSなどの基幹交通を補完し、より身近な日常生活の移動を支える支線交通に対して、地域の実情に応じた移動手段の導入支援を行うことで、地域公共交通ネットワークの形成を目指してまいります。
44	34	「(1)成年後見制度の支援充実」について、2023年3月に最高裁判所が公表した成年後見に係るデータ(令和4年1月～12月)によれば、制度利用開始原因で最も多いのは認知症で、63.2%でした。 制度の利活用以前の課題として、本人の権利擁護に関わる人たち(司法関係者、後見人等)への認知症の理解を深める教育・研修を進めていくことなどが重要で、成年後見制度利用促進にあたっては、利用当事者等を含む様々な関係者から幅広く意見を聴取していただくことが大切だと考えます。	無	権利擁護に関わる関係者間で、ネットワークを構築し、情報共有や認知症への理解を深めるため、研修等を実施しています。また、成年後見制度利用促進にあたっては、相談窓口である「鈴鹿市後見サポートセンターみらい」において、様々な相談や支援を行う中で、意見等を聴取し対応してまいります。
45	34	「(3)子どもの権利擁護の推進」について、国での「こども基本法」、三重県の「子ども条例」を考えると、鈴鹿市による「子ども条例の制定」が特出しになっていることに違和感があります。	有	ご指摘の点を踏まえ、該当部分の記述を削除します。

意見 No	該当 頁	意見・情報等	修正等 対応の 有無	考え方
46	36	「(7)生涯にわたるスポーツに参画できる環境づくり」について、スポーツ推進委員と連携とありますが、グランドゴルフなどは想定に入っているのでしょうか、またこれまで続けてきていらっしゃるスポーツ活動への視点はどうなっているのでしょうか。	有	ここでの施策の方向は、「地域の中で住民同士が気軽に立ち寄り」とあることから、地域で開催される公民館講座等を想定しています。分かりやすくするため、「地域においてスポーツができる環境づくり」へ変更します。
47	36	「(8)隣保館や児童センターにおける相談支援の実施」について、隣保館と児童センターだけでなく、ここに記載されている内容は、他の地域にも当てはまることと考えます。	無	隣保館、児童センターは、人権をはじめとした相談支援や事業を実施する機関ですので、包括的支援体制の中で連携すべき機関のひとつとして記載しています。
48	37	「(1)避難行動要支援者への支援等」について、認知症や様々な障がいを持つ人と暮らす家族が、防災について話し合う家族介護教室を開催したことがありますが、避難の方法や避難所での過ごし方の難しさから、「災害時のことは考えないようにしている。」「周りに迷惑をかけたくない。」「避難しないで自宅に留まる。」という意見が多く聞かれました。 家族がいるため要支援者名簿に登録されていない方もおられることから、それぞれの状況に適した個別避難計画を考えることができるようにするとともに、制度の狭間にいる災害時の避難等に課題を抱える人達の声を汲みとれるよう、なお一層の熟議をお願いします。	無	同居の有無にかかわらず、要介護度の高い方や重度の障がいをお持ちの方など、一人では避難が困難な方を含めた対象者の見直しを検討しています。今後、関係者や福祉専門職の方のご意見を聞きながら、個人単位の避難計画を考えていく必要があると考えております。
49	44	「4 犯罪被害者の支援」の取組内容について、犯罪被害者の支援の取組が、重点項目として計画の中に入れることは理解できません。 再犯罪防止の取組こそが、犯罪被害者を出さない事であり、犯罪被害者の支援に取り組むことが、再犯罪の防止と言うのは順番が逆であると考えます。  犯罪被害者への支援については、条例でしっかりと明記されています。  犯罪被害者について記載するのであれば、41ページの「1 計画の策定にあたって」の中で、「犯罪被害者を一人でも出さない為にも・・・」というような、犯罪被害者についての現状などの文書を入れ、その為に再犯防止計画を策定し推進する、となるのではないのでしょうか。	有	犯罪被害者への支援については、再犯防止推進計画における施策(重点施策)ではないと考えられるため、ご意見のとおり修正します。
50	46	「5民間協力者への支援要請と啓発活動の充実」について、多文化を意識した内容になっているのでしょうか。 【取組内容】の中で、多言語対応に関する視点が見られませんが、鈴鹿市は社会復帰支援における母語支援をどう考えているのか、また、保護司会などへの通訳支援などはどう考えているのでしょうか。	無	多言語対応を伴う社会復帰支援等の具体策に関しては、本計画を推進する中で、今後検討してまいります。
51	5 (計画 外)	「5 計画の期間」で、鈴鹿市総合計画2023での見直し記録、又は申し送り事項がありましたらお示し下さい(HP掲載場所)。	無	本計画の策定に関するご質問ではないため、回答を控えさせていただきます。